土壌汚染対策法の主な改正の概要

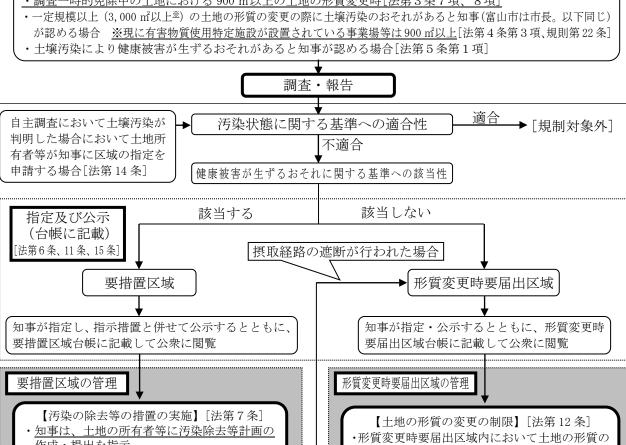
法第3条、第4条及び第7条の 改正部分は下線部のとおり

○対象物質:①有害物質を含む土壌を摂取すること、②土壌中の有害物質が地下水に溶出し、当該地下 水を摂取することの2つの経路に着目し、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る 被害を生ずるおそれがある有害物質として政令で指定した26物質(特定有害物質)

○仕組み

十壤汚染状況調査

- ・有害物質使用特定施設の使用が廃止された場合[法第3条第1項]
- ・調査一時的免除中の土地における 900 m以上の土地の形質変更時[法第3条7項、8項]



- 作成・提出を指示
- ・計画が技術的基準に適合していないと認める ときは、知事が計画の変更を命令
- 汚染除去等計画の提出者は、汚染除去等計画 に基づく実施措置を講じるとともに、その旨 を知事に報告
- 実施しない場合は措置命令
- 〈指示措置及び同等以上の効果を有すると認められる措置の内容〉 [規則第36条]
- ①土壌溶出量基準に適合しない場合 ○地下水の水質の測定(①地下水汚染がない 場合、又は②目標土壌溶出量及び目標地下水 濃度に適合の場合)
 - ○封じ込め (原位置、遮水工、遮断工)
 - ○土壌汚染の除去 ○地下水汚染の拡大防止
- ②土壌含有量基準に適合しない場合
 - □土壌入替え □盛土 □舗装 □立入禁止

【土地の形質の変更の原則禁止】[法第9条] 要措置区域内における土地の形質の変更は禁止 (禁止の例外となる行為あり)

- 変更をしようとする者は、当該土地の形質の変 更に着手する日の14日前までに、知事に届出
- 施行方法が省令で定める基準に適合しないと認 めるときは、知事が計画の変更を命令



汚染の除去等が行われた場合には、指定を解除・ 公示するとともに、台帳に記載して公衆に閲覧

汚染土壌の搬出等に関する規制 [法第16条~28条]

- ・要措置区域又は形質変更時要届出区域内の土壌の搬出 の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準、処理 の委託義務に違反した場合の措置命令等)
- 汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務
- 汚染土壌の処理業の許可制度